令和元年度 第2回学長選考会議記録

日 時 令和元年9月26日(木) 14:58~15:43

場 所 事務局棟 5 階特別会議室

出席者 齋藤一雄議長、曽我委員、中村委員、加藤委員、石崎委員、関委員、齋藤周

委員、横山委員、峯岸委員、窪田委員

欠席者 なし

議事に先立ち、議長から、本日の会議は学長選考会議規則第6条に規定された委員の3分の2以上の出席(委員10人のうち10人)があり、本会議は成立している旨の報告があった。

また、第1回学長選考会議記録の確認があり、原案どおりとした。

1 議 題

(1) 議長選考会議規則の一部改正について

議長から、資料1に基づき、国立大学法人群馬大学学長選考会議規則の一部改正 案について審議する旨の発言があり、事務局から、資料1に基づき改正内容の説明 があった後、審議の結果、原案どおり了承した。

(2) 今後の学長選考について

議長から、資料2に基づき、今後の学長選考について、平成26年以降の法改正 や各種提言等を踏まえて、「学長任期」「学長適任候補者の推薦」及び「意向聴取」 について意見交換を行う旨の発言があり、事務局から、資料2に基づき、学長選考 を取り巻く状況及び検討事項について説明があった後、個別に意見交換を行った。

「学長任期」については、中期目標中期計画期間を考慮すると、6年の任期は適正であるとの意見があり、現行どおり、「任期4年、再任を妨げない。引き続き6年を超えて在任不可」とした。

「学長適任者の推薦」については、学長選考会議から推薦することも考えられるが、経営及び教学それぞれの立場からの推薦ができるのがよいと思われるので、現行どおり、「経営協議会及び教育研究評議会に、それぞれ3人以内の学長適任候補者の推薦を求める。」とした。

「意向聴取」については、現状においても、審議により本会議で決定する事項であり、候補者が学外者となる場合なども想定できるので、意向聴取の必要性を審議した上で、意向聴取を行うか否かを決定できる現行の制度で問題はないのではないかと意見があり、現行どおり、「学長選考会議は、学長候補者の選考にあたり、参考として教職員等の意向聴取を実施することができる。ただし、学長適任者が1人の場合は、意向聴取を実施しない。」とするとした。

(3) その他

次回の学長選考会議は、12月20日(金)を予定しており、開催については、 事務局から追って連絡することとした。

以上